

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鞍手町は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

福岡県鞍手町長

## 公表日

令和3年9月9日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
②事務の概要	<p>鞍手町は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や、住民に対する予防接種、予診票の発行等を行う。番号利用法別表第二に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。具体的には、特定個人情報ファイルを次の事務に使用している。</p> <p>①住民基本台帳をもとに、予防接種対象者の選定            ②個人番号を用い、予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等)            ③照会申請による予防接種履歴の照会            ④転入者・予診票紛失者等への予診票発行            ⑤ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録            ⑥予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村への接種記録を照会・提供            ⑦予防接種の実施後に接種からの申請に基づき接種証明書を交付</p>
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号利用法第9条第1項 別表第一の93の2項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第67条の2 3. 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 4. 番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <p style="text-align: right;">             &lt;選択肢&gt;              1) 実施する              2) 実施しない              3) 未定           </p>
②法令上の根拠	<p>[番号法別表第二における情報照会の根拠]</p> <p>・番号法第19条第8号及び別表第二の115の2項            ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第59条の2</p> <p>[番号法別表第二における情報提供の根拠]</p> <p>・番号法第19条第8号及び別表第二の115の2の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保険健康課
②所属長の役職名	課長

<b>6. 他の評価実施機関</b>	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	郵便番号807-1392 鞍手郡鞍手町大字中山3705番地 鞍手町役場総務課電算係 電話番号0949-42-2111 内線100
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	郵便番号807-1392 鞍手郡鞍手町大字中山3705番地 鞍手町役場保険健康課健康増進係 電話番号0949-42-2111 内線203・206

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月10日	1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	<p>鞍手町は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や、住民に対する予防接種、予診票の発行等を行う。番号利用法別表第二に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p> <p>具体的には、特定個人情報ファイルを次の事務で使用している。</p> <p>①住民基本台帳をもとに、予防接種対象者の選定 ②個人番号を用い、予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) ③照会申請による予防接種履歴の照会 ④転入者・予診票紛失者等への予診票発行</p>	<p>鞍手町は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や、住民に対する予防接種、予診票の発行等を行う。番号利用法別表第二に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p> <p>具体的には、特定個人情報ファイルを次の事務で使用している。</p> <p>①住民基本台帳をもとに、予防接種対象者の選定 ②個人番号を用い、予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) ③照会申請による予防接種履歴の照会 ④転入者・予診票紛失者等への予診票発行 ⑤ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録 ⑥予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村への接種記録を照会・提供 ⑦予防接種の実施後に接種からの申請に基づき接種証明書を交付</p>	事後	
令和3年8月10日	1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	<p>1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー</p>	<p>1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. ワクチン接種記録システム(VRS)</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月10日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号利用法第9条第1項 別表第一の93の2 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第67条の2	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号利用法第9条第1項 別表第一の93の2 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第67条の2 3. 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 4. 番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	
令和3年8月10日	II. しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年2月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	
令和3年8月10日	II. しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年2月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	
令和3年9月9日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号利用法第9条第1項 別表第一の93の2 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第67条の2 3. 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 4. 番号法第19条第5号(委託先への提供)	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号利用法第9条第1項 別表第一の93の2 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第67条の2 3. 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 4. 番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	番号利用法改正に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月9日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>[番号法別表第二における情報照会の根拠]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第7号及び別表第二の115の2の項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第59条の2</li> </ul> <p>[番号法別表第二における情報提供の根拠]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第7号及び別表第二の115の2の項</li> </ul>	<p>[番号法別表第二における情報照会の根拠]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第8号及び別表第二の115の2の項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第59条の2</li> </ul> <p>[番号法別表第二における情報提供の根拠]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第8号及び別表第二の115の2の項</li> </ul>	事後	番号利用法改正に伴う修正